老人の受療パターン国民健康保険加入老人にみる

はじめに

がある。 神的バック・アップの一つに「老人医療 かっていることは、「老い」とそれに続 突然に襲う不幸は別として、絶対的にわ く「死」ということである。 この「老い」との闘いの、身体的、 人は誰でも「老い」を拒否できない。 精

の仕組みについてふれておきたい。

よる医療保険財政への圧迫が取りざたさ どうか疑わしいが、老人医療費の増高に 抽出対象が少ないので、はたして、「型 約六カ月にわたる受療明細から得たが、 パターンは、旭区に在住し、医療保険と ストのあり方を考えてみたものである。 つかのパターンを想定し、老人医療のコ る医療の、具体的なサンプルから、いく として提出しうるほど、明らかなものか いる七○歳以上の老人のうち、五○人の しては横浜市の国民健康保険に加入して この稿では、老人が日常的に受けてい

> て、提出させて頂きたい。 あり方を考えるうえでの一つの試みとし る昨今、日常的な場における老人医療の 本題に入る前に、現行の老人医療制度

自身か家族の負担になる。 のことについては改めて後述)とか、保 険基準外の歯科診療費などは、 とか、付添看護をつけた場合の差額(こ 例えば、入院した場合のベッド料の差額 ので、このワク組みの外にあるコスト、 みの中だけのコスト計算に基づいている あくまでも、社会保険医療制度のワク組 ある。そして、この一〇〇%というのは、 いうと、老人(七〇歳以上)の属してい 保険プラス公費負担である。大ざっぱに る医療保険の受け持つ費用が七〇%、老 人医療費援助制度による負担が三○%で 現在の老人医療費の支弁形態は、医療 全て患者

から 負担を一〇〇%カバーするものではない 制度はそれだけで老人の医療についての このように、医療保険制度や老人医療 制度の確立によって、経常医療費の

国のレベルでも爼上にのせられてい

老人医療保健制度の見直し

大きいわけである。 ともに高まってきた。先にふれた制度の 負担において、老人の占める比率は年と 見直し論議もこの点に起因するところが

である。 定をできるだけ避けるようにしたつもり が病気に関するものなので、個別的な特 健康保険に属している老人である。対象 に在住し、医療保険としては横浜市国民 は先にものべたようにすべて横浜市旭区 療の表象の一端であるが、とりあげる例 これからのべる事柄は、いわば老人医

るタイプ――さすらい型 ☆同じ病気でいくつかの医療機関にかか ついてのべると、 簡単に、調査対象からえたパターンに

四家族から切り離されていく老人一 関にかかるタイプ――にんたい型 □一○年以上、一定の病気で同じ医療機

-受療パターンについて

●─さすらい型

市内のA病院で昭和四十七年十月から受 ⑤慢性胃炎、⑥心房細動という病名で、 まれの老人である。この老人は、①高血 第一にとりあげる例は、明治三十年生 ②冠不全、③狭心症、④前立腺肥大、

表一1	さすらい型老人の半年間のコスト
Service Con-	

タイプ――つみたて型

口向老の過程でだんだんと病気が増える

表一1	さすら	か型老	人の半	年間の	コスト	
月別	3	4	5	6	7	8
A病院	③ 10, 5	70 15, 2	② 30 10, 5	② 70 11, 3	90 11, 2	② 10 10, 210
B診療所	② 10, 5	② 40 7,0	③ 20 19, 3	③ 10 10, 8	② 20 11, 9	③ 20 9,880
計	⑤ 21, 1	⑥ 10 22, 2	⑤ 50 29, 8	⑤ 80 22, 2	4 10 23, 1	⑤ 30 20, 090

該月の受診日数

(注) コストの単位は円。コストの左上の数字は当

野川久和

通りである。 の老人の受療に要したコストは表―1の 五十四年三月から同年八月までの間のこ 旭区内のB診療所で受療している。昭和 療し、①冠不全を伴なう高血圧症、 潰瘍という病名で昭和三十五年五月より 2胃

制度が支介したことになる。 %を国民健康保険が、三○%を老人医療 は一三万八、六七○円であり、その七○ (以下本文において、医療機関にはアル ファベットを順番に付した。 この老人に半年間に支払われた医療費

が、少なくとも半年間引き続いてA・B の両医療機関で受療したかはわからない 後、これまでにどの程度継続してA・B 不全(心臓の血管障害)と胃の疾患につ 両方で受療していることからみて、今後 できる。重複がどの程度のものか、また ストも部分的に重複していることが推定 いては病名が重複しているので、治療コ B診療所で受療しているが、このうち冠 もこの状態が続くものと考えられる。 A病院で受療しだした昭和四 十七 年 以 この老人は見た限りでは毎月A病院と

部分的重複支弁は当分続くことになるだ かぎりは、この老人についての医療費の た何者かがチェックの役目を果たさない AとBとの間の連絡がないかぎり、ま

さすらい型のもう一つの例は、 明治三

> イプである。 内で医療機関を次々とかえて受療するタ 十三年生まれの老人で、自分の行動半径

診療所で受療している。 という診断をうけ、七月まで引き続きF で受療し、①変形脊椎症、②肋間神経痛 は じ日に、E診療所に行き背椎管狭さくと 及び肋骨骨折の疑いという診断をうけて 日に肋間神経痛で旭区内のC診療所にか いう病名をもらっている。そして四月に いる。さらにD診療所で受診した日と同 かり、二日後に区内のD診療所で腰痛症 Ç 五月になって別の旭区外の下診療所 D、Eのどの診療所でも受診せ

るのは皮肉である。 療所と最後の下診療所の病名が同じであ ぞれ病名が異なっているが、最初のC診 に診療所を飛び回ったものだろう。それ て難渋したらしい。そこで痛みをとり去 ってもらうべく、次から次へと蝶のよう 察するにこの老人は、背中や腰が痛く

診療基準内で無料で受診できる)は提出 証(この両方を医療機関に示せば、 ある。受療に際して、保険証と老人医療 医療機関で受療したことは、老人本人が するが、前日、あるいは数時間前に別の ねない浮動性はどこからくるかが問題で われないが、「乱受診」の見本になりか さすらい型の老人は、そう多いとは思 保険

この老人は、先ず昭和五十四年二月十 しなければならない。このあたりに、 いわないかぎりわからないので、医師と

る。 療コストに対する無感覚によって生まれ いという事情と、他方に、老人自身の医 忙しさの故に老人心理を満足させられな ろうか。さすらい型は一方で、供給側の いれば、防ぐことのできる重複ではなか 人ノートのようなものが義務づけられて える。これは、例えば、健康歴を示す個 のような制度が確立すれば、やがて消 このタイプは、ファミリー・ドクタ

所でみると医療コストの重複があると思 しては、初めからその老人の病気を診断 高

滅するはずの型であろう。

❷─つみたて型

最も多いタイプで、老人医療費の大 が除々にふえ、それらが慢性化していく るコスト支弁の問題が中心をしめていた 足するに至った経過も、このタイプによ 国各地からわき上り、国の制度として発 と思われる。老人医療無料化の要望が全 は、このタイプによって占められている の例を紹介する。抽出した五〇人の中で といえる。つまり、向老によって「持病 このタイプについては、表―2で三つ

表一	2	つみたて!	型老人の	三つの例			
	レー	セプト(診	療報酬明細	書)に表え	示された 症	 	開始年月日
	<u> </u>	な形容性』	*		1		
例 1	3½ 47	坐骨神経》 占変形性II	育——— 泰関節炎-		_	→ 4	8• 2 • 26
	(5) [(6) [可前膊部? 感冒性難!	显沙――――――――――――――――――――――――――――――――――――	・めまい		→ 5	3•11• 2
例	<u> </u>	ゴコレス・	テロールロ	血症を伴 え	なう高血児	平症 → 4	5 • 11 • 15
2	3# 47	洁膜結石 生足関節2	緑内障	• 遠視 —	& > mi.	——— 5 ——— 5	3• 7 •25 3•11• 9
	① [要背部湿料	参	変形 膝関係	節症	→ 5 → 5	1 · 1 · 16 3 · 1 · 16
例 3	3)F	白内障・i 多発性腱の	遠視 —— 生乱生症	結膜炎			3 · 7 · 8 3 · 7 · 8
	5 7	高血圧・	曼性胆の	う炎 ——		→ 5	3•12•12
		3 月	4月	5月	6月	7月	8月
医療費	例	(19) 69, 640	①9 29, 350	(<u>8</u>) 30, 310	⑦ 47, 570	(<u>8</u>) 24, 270	(<u>4</u>) 43, 670
	例	⑦ 30, 930	9 23, 870	⑦ 27, 970	⑦ 21,990	8 31,070	⑦ 23, 590
	例3	④ 26, 240	④ 17,550	④ 34, 590	④ 12,790	④ 15,570	⑤ 15, 370

老人医療費の単位は円。それぞれの例の各月のレセプト を合計したもの。左上の数字は受診日数

- 3 ある老人の受診例

				"	3 25	が形にな表
	G病院 H診療所		I診療所		、 茶を う	の 形 に、 な 表 — 2
病名	①高血圧 ②糖尿病 ③高脂血症	①水晶体混濁 ②緑内障 ③高血圧性網膜症	①筋萎縮性けいれん	や投薬、	だれの医師がけている。	を については を 形関節症な を を 形関節症な
初診年月日	①50. 2. 6 ②51. 2. 3 ③51. 11. 17	①50. 2.1 ②50. 2.1 ③51.11.1	①53. 2. 15	置などの	が、毎月、それぞれの	(それぞれの)疾患についた。疾患について、ない疾患について)疾患にいいない。 これらの老人
		診療項目の内訳		なる	問診療所	専の感覚では、高
	再診	療養指導 投薬	検査	療角	独で	に器は科血
	G H I	G H I G H	I G H I	が「	間に	ア断人たて
3 月	112 348 112	100 100 100 662 159	1340 571 433 —	なり	で対	プさがコいる

— 343

— 512

343

464

464

82 654 1340

662 186 1340

662 159 1340

692

153

81 1440

81 1340

注1:診療項目の数字は点数で、医療コストは1点10円で計算 する

2:再診点数は、診療日数に比例している

100 100 100

100 100 100

100 100 100

100 100 100

100 100 100

すべての老人がそこへ行くわけではない が、体系そのものの中にあるからである。 型と異なり、 よるコスト増ばかりではなく、その要因 大変むづかしい。というのも、さすらい 一老人科医」が地域に生まれたとしても 仮に、 老人自身の心理的な動機に 「老人科」が設けられ、

548 112 112

112 348 168

112 348 112

112 348 112

112 112 168

5

6

7

8

ては、 らの医療行為は、一人の老人に対して行 に独立したものとして計算され支弁され われたものではあるが、コスト評価とし いる。 ないといえるだろうか。 対してコストが支弁されている。 プローチとして医療行為があり、 され治療されるのではなく、 が持ついくつかの病気が総体として診 コストの重複はないものの、 専門的治療として、 老人を主体として見た場合にロス さすらい型のようなはっきりし 医療機関単位 部分的な 一人の老 それ

除くために生まれたようなものである。

老人と、老人をとりまく人々を圧迫す かりでなく、精神的にもまた経済的にも、 ことにより、身体的なストレスになるば

老人医療制度はこのストレスを取り

は診系整医圧

る。 ている。 指導料がそれぞれの医療機関で算定され からして当然ではあるが、再診料、療養 酬体系(医療機関への医療費の支払基準) れぞれの専門医で継続的に受診してい 科系の三つからなる疾病群を持って、 表でみられるように、現在の診療報 そ

性病をかかえて、それぞれの専門医を訪 る医療の供給体系の中で解決することは タイプにおけるコストの問題を、現にあ ねなければならない。したがって、この に伴ない積み重なってきたいくつかの慢 系的にはない。したがって老人は、向老 にあるが、地域に密着した老人科医は体 があり、「小児科医」は存在するが、 ば、現在の診療供給体系の中で「小児科」 しにされていることと関連がある。例え 本位に傾き、主体たる人間の存在が後回 「老人科」はない。老人専門病院は確か このことは、 医療が、ともすれば制度

表一3に示す。 このロスの点についてもう一つの例を

この老人は、

行為を、老人に対して行っている。

それ

内科系、 眼科系、 整形外 支弁形態の宿命になっている。

❸─にんたい型

る。 るのがこのタイプであるとも考えられ 療者としてよりも相談者としての医師 アとしての保健制度が十分ではなく、 ないか。 理のために毎月診療をうけているのでは 老人達は実は健康そのものなのではない か。苦しみのためにではなく、 合は驚くほどの忍耐力である。 型」に近いといえるが、例2、 える。やはり三つの例を表―4で示す。 故に、老人医療費の基礎をなすものとい て大きいものではないが、頻例であるが 例1の老人の場合はむしろ「つみたて このタイプの一つ一つのコストはさし さる九月に厚生省によって示され 保険制度を通じて活用されてい なぜなら、 現在はトータル・ 健康の管 これらの 例3の場

老人医療保健制度の第一次試案の中

「健康相談」の項が設けられ、

四

にんたい型老人の三つの例

	レセプトに	表示さ	れた病々	名 請	疹 開始	年月日
例 1	①高血圧・ ②冠動脈・ ③キンメー ④胆石症・	更化症— - ル・ス	テール	定候群-	→ 44 → 49	4 • 16 • 4 • 16 • 11 • 6 • 12 • 12
例 2	①動脈硬化 ②高血圧症					0•12• 7 0•12• 7
例 3	①高血圧症 ②高脂血症 ③冠動脈質 ④硬化性原	E 更化症			→ 4	l• 4 •13
	3 月	4月	5 月	6月	7月	8月

		3月	4 月	5 H	10 H	7 73	0 73
医療費	例	④ 152, 900	④ 83, 820	④ 65, 370	④ 42, 200	⑦ 86, 070	⑥ 61, 400
費	例	④ 10,810	③ 5,440	③ 5,440	④ 7, 570	④ 10, 190	④ 9,520
-	例3	② 6, 460	4) 4,680	④ 5,040	② 4,780	③ 4,390	⑤ 5, 250

(注) 老人医療費の単位は円。左上の数字は診療 日数

ある老人の一年間の受療レセプト

~	•	-, -,		1.1.1.2
	月別	診療 日数	医療費 (円)	病 名 開始年月日
J	2	23	205, 180	①心不全——→54·2·6 ②急性腎孟腎炎·
病院	3	31	241, 150	E
	4	4	82, 400	○ (庫4)/中 5/4・2・6
K	4	3	23, 920	
病院	5	3	22,740	関節リューマチ→54・4・9
	6	27	450, 420	① ①脳軟化・高血圧→54・6・4
	7	31	406,600	(②自律神経失調症→54·6·4 (③膀胱炎———→54·7·6
	8	31	318, 380	④急性口内炎——→54・8・6
病院	.9	30	396, 980	⑤背部湿疹——→54・9・6⑥慢性多発性——→54・10・2
בוכיו	10	31	458, 800	
·	11	30	392, 420	<u> </u>
	12	31	582, 670)

分七枚)の概要 院から通院分二 枚、市内のK病 然の発病などい 作などによる突 は、慢性病の悪 い (表-5)。 から考えてみた し病院から入院 枚、東京都下の が、最近増えて ろいろである 化、脳率中の発 老人の入院

稔出できると思うし、さらにに**んた**いに ワーやシステムのための費用は、にんた 全から解放することも可能である。 徹している老人をマンネリズムの健康保 い型に費やされているコストを考えれば さすらい型のところでのべたファミリ

らかではない。

の低下についての自意識が重積するた

医療相談へのニーズはそれだけ強く

老人の場合、向老による不安と回復力

れているが、相談に誰が、どのように応

歳以上の心身の健康相談のレールが敷か

じ、そのコストはどうなるのかはつまび

したいところである。 セラーとして地域に配することを主張 カルなシステムを、メディカル・カウ ・ドクターに結びつく前のプレ・メデ

₫─疎外型

ら考えられる。

のみこまれてしまう傾向がこのタイプか 結びつかないものまで医療コストの中に トに依存するしかなく、必ずしも治療に なるが、現在では直接医療保険へのコス

ら想定したものであったが、最後にとり の数とか病名とか診療開始年月日などか これまでのべてきたパターンは、 受診

ましいことである。

相談のためのマンパ

予防相談の制度として確立することが望

医療相談が、医療事故相談でなく医療

くのではないかという型である。 老人医療制度の中でうけている扱いの中 至るまでの間、 なって、ついに人生にピリオドをうつに 上げる「疎外型」とは老人の病気が重く おいて、老人が自分自身でなくなってい に見い出されるものであり、その扱いに 老人が、医療保険制度や

表現をすれば、老人自身と老人をとりま という日常的で深刻な課題、オーバーな 老人の「終局」をどのようにケアするか、 くりと死に近づいていく老人の「数多い 齢化社会とは、一つにはこのようなゆっ という道を歩む老人がふえているが、高 存在」を意味している。ここにおいて、

向老の過程で、病弱→有病→寝たきり

れない、 よくいわれる「施設ケア」か「家庭

割について、以下とり上げる一つのサン プルを通じて考えてみたい。 十二月まで三つの医療機関から提出され の老人について、昭和五十四年二月から 老人は、明治三〇年生まれである。 (内訳は、市内の病

た一二枚の診療明細

院から入院分三

に至る老人のケアにおいて担っている役 医療保険制度や老人医療制度が、

崇高で献身的な感性や理念に彩られた光 ア」という二者択一的な視点では割り切 とを併せもった課題でもある。 一面でおぞましい影と、他面で

く人々の人間存在が問われる課題が生ま

界に達して、施設志向が充足されない場 たきり老人の入院と思われるケースであ 精神病院などに入院するケースである。 合に老人専用のベッドを持つ内科病院、 ところが大きいが、家族によるケアが限 入院である。これは介護者の事情による いるとされているのは、寝たきり老人の 例でとり上げた老人の場合も、この寝

実際を知っていただくために、少し横道 ふれておきたい。 にそれるが、入院コストの算式について ここで、入院した老人のコスト面での

還の仕組みにもカラクリがあり、一〇〇

を償還する仕組みである。そしてこの償

弁がなされ、医療保険が後にそのコスト 患者もしくは家族との相対でコストの支

たりとも経費を支払う必要がないように で入院している限り、自分としては一円 れる。老人は、医療保険のワク組みの中 保険と老人医療費援助制度によって賄わ **う医療サービスを含んで)が行うサービ** 婦、X線技師などの全てのスタッフの行 まず、病院(そこに属する医師、看護 特殊なものを除いて、すべて医療

家族が病院に支払わなくてはならない。 用が課されており、老人自身またはその にも一日当り二千円とか三千円とかの費 個室以外の二人部屋、三、四人部屋など 営上の観点から認められているもので、 ベッド代の差額があり、これは病院の経 しかし、実際はそうはいかない。一つ 医療保険で認めている入院料以外の

> される(基準看護と呼ばれる)。 る一定のレベルがあり、このレベルを満 護料」である。いわゆる「看護」の持つ 料」として入院料に含めてコストが支弁 **護サービスで、医療保険における「看護** たしている病院が患者に対して行った看 看護、これは医療保険が病院に求めてい 病院が保有する看護婦によって行われる つの意味に限定して使いたい。一つは、 意味は非常に幅広いが、ここでは次の二 他の一

> > **う「基準看護」と異なり、病院はコスト**

の文弁に関与せず、付添をした看護者と

る。この付添看護は、先の病院が直接行

「付添看護」と呼ばれているものであ

入院にかかわるもう一つの問題は「看

つは、医療保険が求めているレベルの、

をいわば外注して行う看護で、一般に 看護スタッフを持たない病院が、

看護婦

C=医療保険が支払う料B×710 老人医療制度が支払う料 E = A - (C + D)(横浜市が支払う分)

A A=付添婦に払う看護料 В B=医療保険による基準料 С D E

> 病院へ入院した場合の付添看護料の支弁 料金と協定料金との差額もカバーされる 策としてなされていて、最終的には基準 形態には図―1のような特別な配慮が施 以上の老人が、基準看護を掲げていない 保険から戻されてくる金額との間にはか %の償還ではない。すなわち、付添をし ようになっている。 なりのひらきができ、その分 だけ 患者 るから、実際に付添者に支払った費用と 護日数×負担割合(通常は七○%)であ い。そして償還の割合は、 医療保険が認めている基準料金よりも高 た看護者に支払ら一日単位の 看 護 料 「協定料金」と呼ばれるものであって、 (家族)の持ち出しになるわけである。 ところで、横浜市に住んでいる七○歳 基準料金×看

横浜市に住む老人(70歳以上)の看護料の負担図

六日から四月四日まで五七日間、J病院 さて、この老人は、昭和五十四年二月

> たとも思えないから、この通院には家族 は 節リューマチは見当らない。 K病 院 科もある病院であるがそのレセプトに関 のK病院へ通院し、関節リューマチで治 を退院するや、五日後の四月九日には別 像させる。ところが、四月四日にJ病院 表―5に掲げたとおりかなりの老化を想 められている。J病院入院中の病名は、 に、全入院期間を通じて、付添看護を認 に入院し、日常動作の自立性を欠くため の付添が必要であったろう。 日常動作が不自由な状態がすっかり治っ 四月と五月で計六日通院している。

東京都下の郡部にあるL病院である。 後四カ月後に診断されて いる(腎 孟 あったはずの慢性病が、L病院では入院 病院で現われず、またJ病院で入院時に とが判る。J病院で診断された病名がL 入院したJ病院の病名と好対象であるこ レセプトのその後の経過をみると、先に 脳軟化であった。L病院から提出された 院時の診断は、高血圧、自律神経失調症、 入院する。今度は家族からも遠く離れた そして六月になると、この老人は再び

推定することは無理かも知れない。 について、何ものかの老人以外の意思を この老人の一年間の医療とのかかわり この老人が、家族から離れた病院

ベッドで、血圧降下剤や栄養剤や利尿剤と一緒に、大量の全身麻酔剤の点摘注射をうけながら臥床していたのは現実である。J病院の入院時には毎日付けられていた付添看護もL病院では全く付いていない。つまり、介護の必要がなくなったない。つまり、介護の必要がなくなったない。つまり、介護の必要がなくなったない。つまり、介護の必要がなくなったない。つまり、介護の必要がなくなった。したこの老人の累績の医療費は三〇〇万したこの老人の累績の医療費は三〇〇万したこの老人の累積の医療費は三〇〇万したこの老人の累積の医療費は三〇〇万にある。 家計を破壊に導びくほどの金額である。 結局、この老人は昭和五十五年三月にし病院で亡くなった。

「老先」について、いろいろな主張がなとか、老人の決して短かくはなくなったとか、老人の決して短かくはなくなった設で」とか「老後は家族と共に地域で」

社会的必然であろうか。社会的必然であろうか。

むすび

ているのを耳にした。のおばあさんが、次のような会話を交しのおばあさんが、次のような会話を交し

「そうですね。どこへいっても喜ばれな「もう、早く死んじまいたいね」

彼女達のいうともなしのつぶやきは、

あるいは「ひがみ」から出たものかもしあるいは「ひがみ」から出たものかもしが、老人医療の日常的な場での老人のおかれている姿は高い歩道橋の下に立って途方に暮れたり、駅の切符の下に立って途方に暮れたり、駅の切符の下に立って途方に暮れたり、駅の切符の下に立って途方に暮れたり、駅の出たものかもしあるいは「ひがみ」から出たものかもしあるいは「ひがみ」から出たものかもし

ぬかれたものにならなければいけないとを社会の仕組みの中で「杜撰」に遇してを社会の仕組みの中で「杜撰」に遇していることの現れであるとしたら、制度のいることの現れであるとしたら、制度のいることの現れであるとしたら、制度のいることでは、対している。

年間医療費は加入者一人当り七万八千円和五十四年度次でも、一般国保加入者の確かに老人医療費は増高している。昭

対症療法の観を免がれない。 している。この上昇カーブを抑えるためしている。この上昇カーブを抑えるためしている。この上昇カーブを抑えるため

理論的根拠が薄いままでは独断になる 共論的根拠が薄いままではないが、「イ か、老人の受療特性を把握したらえで、が、老人の受療特性を把握したらえで、が、老人のために費されることであろうか。 本質的に大切なことは、老人医療費が 本質的に大切なことは、老人医療費が 本質的に大切なことは、老人医療費が 本質的に大切なことは、 老人医療費が 本質的に大切なことは、 老人医療者が スマイルのものはイスマイルに」で あスマイルのものはイスマイルに」で あスマイルのものはイスマイルに」である。

人旭区保険年金課国民健康保険係長〉